

主な指摘事項【幼保連携型認定こども園】

区分	項目	指摘内容	文書指摘件数
施設	主任・主幹の専任	職員配置状況確認表に記載される主幹保育教諭のうち1名について、主幹保育教諭としての辞令が発令されておらず、主幹保育教諭としての勤務実態が確認できない。	2件
施設	利用者負担金の徴収	入園手続費について、入園手続きに要する実費であることがわかるよう、金額の積算根拠を明確にすること。また、2号認定こども及び3号認定こどもについては、園児の募集や選考等に要する費用はかからないため入園手続費は徴収しないこと。 施設充実費・教育保育充実費について、保育の質の向上に要する経費と公定価格の差額の範囲内であることがわかるよう、金額の積算根拠を明確にすること。 教材費について、通常保育に必要とされる保育材料費は公定価格に含まれており、利用者から重複して徴収できないため、運用方法を見直すこと。	2件
施設	職員配置基準	土曜日早朝に保育教諭等の配置が1名の時間帯がある。シフト等の見直しを行い、保育教諭等を常時2名以上配置すること。	1件
施設	給食提供日数	登園する園児の多少に関わらず、遠足にお弁当の持参を求める場合や、調理室が使用できない等、やむを得ない場合を除き、通常給食を提供すること。	1件
施設	保育提供日数・時間	職員会議や職員研修等、園の都合により一方的に降園時間を早めることは不適切であるので運営方法を見直すこと。	1件
施設	重大事故の報告	治療に要する期間が30日以上重大事故について、市へ報告していない。重大事故が発生した場合は、速やかに報告すること。	1件
施設	安全点検の実施	保育室内外の日常点検を実施し記録を残すこと。	1件
保育	事故防止	給食に係る事故及びヒヤリハット事案について、発生状況の詳細及び有効な再発防止策を取りまとめ、すみやかに市へ報告すること。 事故対応について、ガイドライン等を参考に園において実施している事故防止策、事故が発生した場合の対応、報告・記録方法、原因分析及び再発防止策の策定・周知の手順等が記載された事故対応マニュアルを整備すること。	2件
保育	重要事項説明の内容	重要事項説明書について、以下の記載事項を見直すこと。 (1) 退園措置に係る記載について表現を見直すこと。 (2) 違約金等の徴収は不適切であるので表現を見直すこと。	1件
保育	重大事故の報告	治療に要する期間が30日以上重大事故について、市へ報告していない。重大事故が発生した場合は、速やかに報告すること。	1件
保育	第三者委員の設置	苦情解決のための第三者委員をすみやかに選任し、利用者へ周知すること。	1件
給食	主食費の根拠	利用者から徴収している主食費について、実際に園で提供している給食に基づく実費の徴収であることがわかるよう、金額の根拠を明確にすること。	3件
給食	栄養目標量の設定	法人内の複数施設で共通の栄養目標量を設定しているため、自園の在籍園児（搬入先施設の園児を含む）の指標に基づき積算した栄養目標量と乖離していないか検証を行うこと。 給与栄養目標量及び食品構成基準は施設長が確認のうえ、設定の根拠として提示できるよう書面で残すこと。	2件
給食	食材の発注	使用食材は予定献立の一人当たりの可食量及び在籍人数から算出した必要量に基づき発注し、予測や経験則に基づく発注量の調整は行わないこと。	2件
給食	その他	分園における満3歳未満児に対する食事の提供は、分園内において調理する方法、または本園において調理し搬入する方法により実施すること。	1件
給食	アレルギー対応	アレルギー対応について、厚生労働省のガイドライン及び市立保育所のマニュアル（2022年3月改訂版）等を参考に運営方法及びマニュアルの内容を見直すこと。	1件
給食	調理委託の内容	調理業務の委託契約について、記載事項を見直すこと。	1件
給食	食育の取組	食育計画について、全体的な計画に基づき年間計画を作成すること。	1件

計25件